

として寄せられる情報を活用して、保険会社の検査・監督を行っている（P30【相談先整理番号55】参照）。

【施策番号8】

ウ 国土交通省において、自動車事故に関する法律相談、示談あっせん等により被害者等が迅速かつ適切な損害賠償を受けられるよう、公益財団法人日弁連交通事故相談センター（<http://www.n-tacc.or.jp/>）に対して支援を行っている。平成24年度は、相談所を全国169か所（うち39か所で示談あっせんを実施）、延べ8,168日開設し、38,118件の事故相談を無料で受け付けたところである（P14【相談先整理番号17】参照）。

【施策番号9】

エ 政府保障事業（P15【相談先整理番号19】参照）における平成24年度の損害てん補件数は1,680件であった。

(6) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用

【施策番号10】

法務省において、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成17年法律第50号）に基づき、犯罪被害者等への損害の

てん補を図っている。

本制度は、受刑者が釈放前に作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合、その使用目的が犯罪被害者等に対する損害賠償への充当など相当なもの認められるときは、支給時における報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出の額の全部又は一部の金額を支給し、当該受刑者が犯罪被害者等への損害賠償等に充当するものである。

この制度を十分に運用するため、刑執行開始時における指導などの際に告知しているほか、居室内に整備している所内生活心得などの冊子に記載して、引き続き周知を図っている。

(7) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

【施策番号11】

警察においては、暴力団犯罪の被害者等に対して、都道府県センターや弁護士会と連携し、暴力団情報の提供や訴訟関係者の保護対策などを実施することにより、暴力団員を相手方とした民事訴訟を支援している。

平成25年中に警察などが支援した暴力団関係事案に係る民事訴訟件数は54件、援助の措置件数は104件である（P16【相談先整理番号22】参照）。

② 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

(1) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善

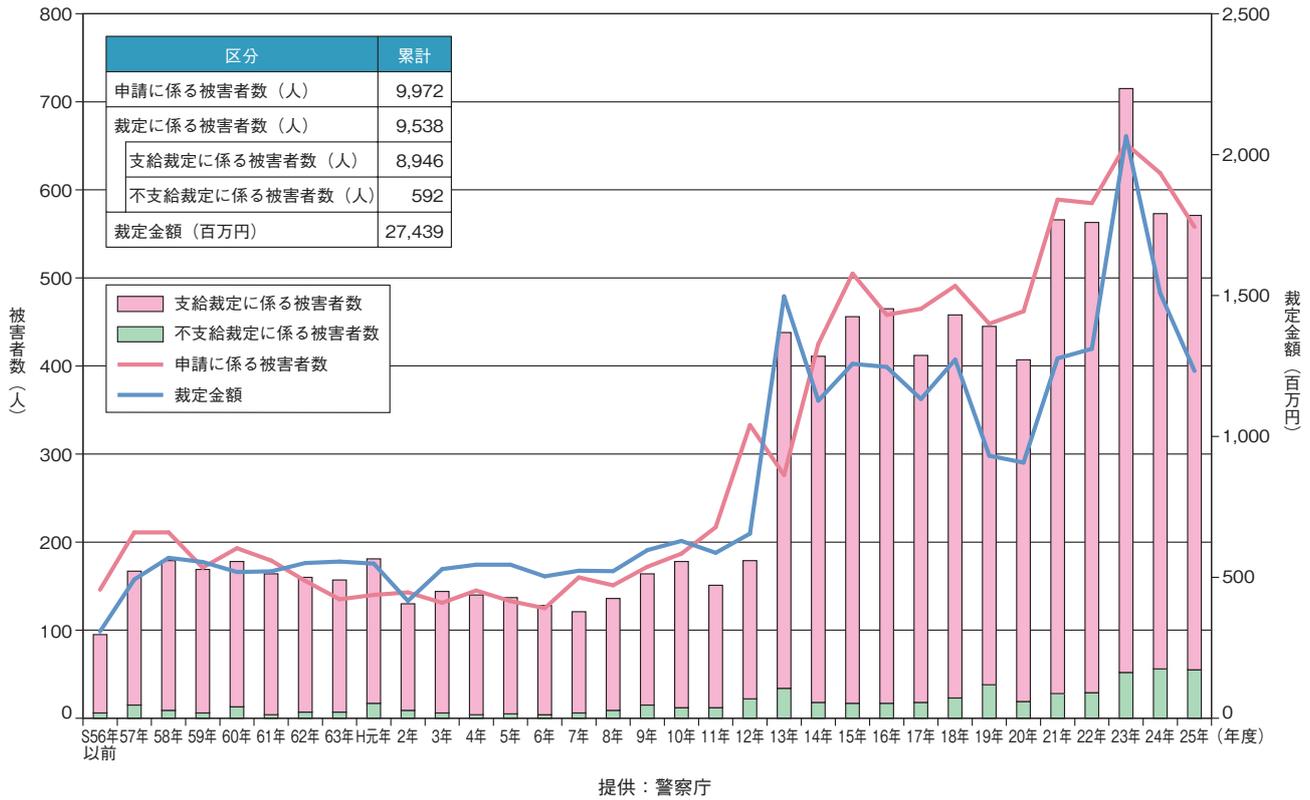
【施策番号12】

警察庁において、都道府県警察に対して、パンフレット、ポスター、インターネット上のホームページなどを活用して犯罪被害給付制度（以下「犯給制度」という。制度の概要は、P27【相談先整理番号46】参照）の周知徹底を図るとともに、犯給制度の対象となり得る犯罪被害者や遺族に対しては、犯給制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行うよう指導している。また、犯給制度の事務担当者を対象とした会議を開催するな

どして、迅速な裁定など運用面の改善を指導している。平成25年度における犯罪被害者等給付金の裁定金額は、約12億3,300万円となった。また、平成25年度の平均裁定期間（申請から裁定までに要した期間）は6.8月であった（第2次基本計画が策定された平成22年度は7.4月）。

今後も、都道府県警察に対して、犯給制度の周知徹底、迅速な裁定など運用面の改善を指導していく。

犯罪被害給付制度の運用状況



(2) 犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討

【施策番号13】

犯罪被害者等施策推進会議（以下「推進会議」という。）決定（平成23年3月25日）により、平成20年度に拡充された犯給制度の運用状況等を踏まえ、犯給制度の更なる拡充及び新たな補償制度の創設の要否、また犯給制度の拡充又は新制度創設を要するとした場合に、その内容に関して検討するために、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省及び国土交通省からなる検討会が開催された。

同検討会では、開催の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等からの生活状況等に関するヒアリング、平成20年度改正後の犯給制度の運用状況、要件が該当する場合に犯罪被害者等の経済的負担軽減に活用できる又は実際に活用されている社会保障等の枠組み、海外での犯罪被害者等に対する経済的支援制度等の現状確認や、全国犯罪被害者の会（あすの会）作成にかかる「犯罪被害者補償制度案要綱（生活保障型）第二版」に基づく新たな補償制度に

関する提案等を踏まえて議論を重ね、平成26年1月に議論の経過及び提言について取りまとめを行った（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kuwashiku/suishin/kentokai/kyuhu/pdf/torimatome.pdf>）。

同取りまとめの中では、まず、犯給制度については、一定の場合の配偶者間暴力被害事案以外の親族間犯罪では原則不支給又は減額割合が3分の2までとされている点につき、全額支給又は減額割合を3分の1までとする特例の範囲を広げるべきとされたほか、親族間犯罪に係る犯給法及び同法施行規則の規定に関し、都道府県警察等の支援の現場への教育、周知が徹底されるべきとの提言が出されている。

また、重傷病給付金に関して、被害者の負担軽減を更に図るべき合理性が認められる実態があるか確認するため、現行制度について運用状況を更に詳細に調査すべきであること、さらに、全般の運用面として、本給付の迅速な裁定に努めていくべきであり、犯罪被害者等の要望を踏まえ、仮給付制度の一層の活用がな

されるべきであるとの提言が出されている。

加えて、同検討会開催期間中に、複数の海外での邦人犯罪被害が社会の耳目を引いたことも踏まえ、犯給制度の拡大適用の形ではないとしても、社会の連帯共助の精神にのっとり、何らかの経済的支援をスタートさせるべきとの提言が出されている。

海外での犯罪被害者のためには、経済的な支援の観点だけではなく、外務省（在外公館）と、日本での当該被害者又はその家族の住所地における、既存の犯罪被害者支援体制との連携構築が必要であるとの提言も出されている。

そのほか、同検討会では、ヒアリング等において指摘された犯罪被害者等支援の状況を踏まえ、犯罪被害者である被保険者が保険診療を求めた場合については、現行制度上加害

者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず保険給付が行われることになっている旨の保険者及び医療機関への周知が、改めて徹底されるべきであることと、これにあわせて、支援の現場に対しても、各種研修等を通じて、同様の趣旨が改めて周知されるべきであること、さらに、各種社会福祉の窓口を市町村が担っていることにかんがみ、引き続き、内閣府において、市町村に対し、犯罪被害者等に対して適切な情報提供を行う総合的な対応窓口の設置促進を働き掛けることが提言として出されている。

以上の取りまとめの内容は、同年3月に開催された第11回推進会議に報告され、同会議において、今後、同取りまとめに従った施策を推進していくことが決定された。

コラム9

「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」構成員発言

上記検討会の提言につながった、構成員の主な発言を紹介する。

○ 親族間犯罪被害者への支給

【弁護士 番敦子氏】

（親族間犯罪の場合、一定の配偶者間暴力被害（DV）事案に限り、犯罪被害者等給付金を全額支給できることとされている点に関し）DVがなければだめだということになると、不公正な事例は出てくるのではないですか。年少者被害とか親子関係の問題で起こった場合には、最初からそれだけではだめですよという話になると、やはり不公正な事例が出てくるのではないかと。DVに限定する必要があるのかというのは素朴な疑問として感じております。

○ 海外での犯罪被害者に対する経済的支援

【同志社大学法学部教授 瀬川晃氏】

犯給制度の拡充に事実調査の困難性ということがあるとしても、例えば典型的な事件としては、グアムでの殺人ですが、あのようなケースをこのままにして、犯罪被害者に対して何もしなくていいのか。今後ああいう事件を起こった場合を想定して、この場で議論すべきだと思っています。

犯給法と同じような仕組みを作るのではなくて、例えば対象を絞って、殺人事件、死亡事件に限るという方向性は1つあるのではないかと思います。それから、通常言われる見舞金程度のもので、まずはスタートしてはどうかと考えております。

○ 親族間犯罪に係る犯給法及び同法施行規則の規定に関する現場への教育・周知

【（公益社団）にいがた被害者支援センター理事・支援局長 中曽根えり子氏】

民間の援助団体として、犯給制度の説明を受けるときに、原則親族間はないというところ

から、例外もあるという御説明をいただいているんです。親族間の事件の中でも、少しでも給付がなされるケースがあることを、現場にいる警察の（支援室の）方たちにも周知徹底していただく必要があるのではないかと思います。

○ 重傷病給付金の運用状況の調査

【東京大学大学院法学政治学研究科教授 川出敏裕氏】

給付対象期間が1年であれば、120万でよいのかもしれないけれども、何年も治療を続けておられて、その医療費の負担が非常に重いという事例の紹介もありましたので、それを踏まえて、支給対象期間を延ばした上で、上限も120万以上にならないかという趣旨で申し上げたものです。

【全国犯罪被害者の会（あすの会）代表幹事 松村恒夫氏】

（1年以内に治癒又は症状固定に至った被害者が約7割であるという点に関し）実際、治るときまで面倒見ようというのが基本的な考え方でないと、7割の人が治ったから、あと3割の人は自己負担でやれということで本当にいいのかということなのですね。

【東京大学大学院法学政治学研究科教授 岩村正彦氏】

3割の方についてどうするかという問題は当然あるので、その点については少しデータを今後もある程度継続して取っていただく。それから、期間だけでなく、例えば傷病類型とかも含めてもう少しデータが取れるようになると、この問題を検討する上での基礎になるのではないかと思います。

○ 本給付の迅速な裁定及び仮給付制度の一層の活用

【(公益社団)にいがた被害者支援センター理事・支援局長 中曽根えり子氏】

私が聞いている中で、被害者の住所地が県外で、地元には御遺族がいるというケースで、約1年近くになりますが、まだ給付金が出ていない状態です。

御遺族は被害者の居住地まで行き、住まいを引き払う等いろいろなこともありましたし、被害に突然遭うことによって必要のないお金が必ず出てくるわけです。そういう意味では何とか早目に給付をしていただきたいというのがあります。

○ 保険給付に関する保険者、医療機関等への周知

【(公益社団)にいがた被害者支援センター理事・支援局長 中曽根えり子氏】

医療費が非常にかかる、医療費の負担が、被害に遭った後にすぐにあるということは間違いないので、その点で何とかならないかということは思います。

【弁護士 番敦子氏】

（医療保険の利用について）実は現場ではやっていないんですよ。依頼者の犯罪被害者の方は全額自分で行くたびに払っているんですね。だから、（被害者と医療関係者の）どちらが知らないのか分からないけれども、そんなにスムーズではないという認識です。

【全国犯罪被害者の会（あすの会）代表幹事 松村恒夫氏】

医療保険そのものが、今までは、田舎のほうへ行くと断られたということもあり、それはそれとして解消していただかなければいけない。

○ 市町村における総合的な対応窓口の設置促進

【(公益社団)にいがた被害者支援センター理事・支援局長 中曽根えり子氏】

被害者支援をするに当たってまだまだ理解が足りないと思うのが市町村です。被害者に対して大変理解のある県・市町村もあるのかもしれませんが、まだまだ少ないように思います。被害者の方が行政に行ったら、経済的な支援も行政の手続きも含めて、どういうものがその被害者にとって必要なのかということに対応窓口の職員の方が分かっている、スムーズに被害者に付き添ってあげたり、アドバイスができるということがこれからの課題なのではないかと思っています。

【東京大学大学院法学政治学研究科教授 岩村正彦氏】

社会保障制度においては、金銭、現物のサービス、医療も含めて、私が見る限りでは、先進諸国と肩を並べるぐらいの充実したものが提供されていると思います。

そうすると、ソーシャルワーカーとか、そういう方々が適切にその時々タイミングでうまく相談なり何なりという形で介入することによって、それぞれの被害者の個人、あるいは世帯にとって必要な社会保障で提供しているメニューをきちっと受けられるようにする体制というのが、一つのポイントなのかなと思っています。

○ 海外での犯罪被害者に関する連携

【(公益社団)にいがた被害者支援センター理事・支援局長 中曽根えり子氏】

例えばたまたま海外に勉強のためとか何かで出かけていって、事件に遭われた場合などは、日本に御家族、御遺族となる方がいらっしゃるでしょうから、お住まいの県の行政とか民間の援助団体などと例えば外務省さんとが連携をしながら、その御遺族とか御家族のまずは精神的なサポートも含めて支援することが、少なくとも必要なのではないかと思っています。

(3) カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討

【施策番号14】

推進会議決定（平成23年3月25日）により、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省からなる「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」が開催された。

同検討会は、平成25年1月、最終取りまとめ (http://www8.cao.go.jp/hanzai/kuwashiku/suishin/kentokai/mental/pdf/saisyuu_torimatome.pdf) において、公費負担制度の対象として相当と認められる心理療法・カウンセリングの範囲を、心理療法・カウンセリングの必要性を判断する者、心理療法・カウンセリングの類型及び心理療法・カウンセリングの実施者等の観点から明らかにするための研究会が設置され、その研究に基づき、公費負担制度が導入されることを期待すると提言した。

また、警察内部有資格者等によって提供されるカウンセリング等、既存の公的機関・制度において提供されている心理的支援について、これらを実施する人材の育成等が図られ、犯罪被害者がその地域を問わず一層充実した心理療法・カウンセリングが受けられるようになるための措置が執られるべきである

との提言も行った。

同提言内容については、同年3月に推進会議において、これに従った施策の実施の推進が決定された。

この提言を踏まえ、警察庁では、精神医学、臨床心理学、被害者学等の有識者からなる「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」を開催し、検討を行っている。

(4) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進

【施策番号15】

内閣府において、地方公共団体に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会などを通じ、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請している。また、既に制度を導入している地方公共団体及びその制度概要は、犯罪被害者白書や内閣府犯罪被害者等施策ホームページにおいて掲載している（P244 資料9-4 参照）。

平成26年4月1日現在で、犯罪被害者等を対象とし得る見舞金の制度を導入しているのは、2政令指定都市、96市町村、貸付金の制度を導入しているのは、2県、7市区町であり、前年同期と比較して、12市町村が見舞金制度を新たに導入している。このうち、潮来